くしろ家畜衛生

第96号
（平成２９年５月号）

北海道釧路家畜保健衛生所
♪ホームページアドレス♪
http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.htm
〒０８４－０９１７
釧路市大楽毛１２７番地の１
電　話　０１５４－５７－８７７５
ＦＡＸ　０１５４－５７－６１２５

平成29年度の家畜伝染病予防事業計画

本年度の家畜伝染病予防事業計画は次のとおりです。事業の実施にあたりましては、関係者及び関係機関の皆様のご協力をよろしくお願いします。

＜家畜伝染病予防法等に基づく検査＞

事業名 / 市町村名	ヨーネ・結核・ブルセラ病検査（乳用牛）			ヨーネ病検査（肉用牛）			馬伝染性貧血検査		
	戸数	検査頭数	実施期間	戸数	検査頭数	実施期間	戸数	検査頭数	実施期間
釧路町							7	40	5月
厚岸町									
浜中町	104	7,200	9～11月	11	100	9～11月			
標茶町							50	250	5月
弟子屈町									
鶴居村									
白糠町	52	3,000	5～6月、11月	8	400	5～6月、11月			
釧路市	24	2,200	7月	1	80	7月			
計	180	12,400		20	580		57	290	

≪検査手数料について≫
牛のヨーネ病：520円　牛の結核病：290円　牛のブルセラ病：320円
馬の伝染性貧血：650円
健康手帳の新規発行：150円　（既に所有している手帳への検査証明印の押印については無料）

☆高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ定点モニタリング検査（毎月）
☆高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ強化モニタリング検査（10,11月）
☆蜜蜂の腐蛆病検査（８月）
☆死亡牛のＢＳＥ検査（通年）
☆めん羊・山羊のスクレイピー立入検査（１２月～来年２月）

【実施根拠】
- 下記の検査を除く全ての検査：家畜伝染病予防法第５条に基づく検査
- 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ定点モニタリング検査：
  高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく立入検査
- スクレイピー立入検査：家畜防疫対策要綱に基づく立入検査

高病原性鳥インフルエンザに関する情報

１国内発生状況（平成29年4月11日現在）

国内では、平成28年11月以降、９道県12養鶏場で本病が発生し、約１６５．８万羽が殺処分されています。

事例No.	都道府県	市町村	発生日	飼養羽数（羽）	種別
①～⑨	（前号に掲載のとおり）				
⑩	佐賀県	江北町	H29.2. 4	約 71,000	肉用種鶏
⑪	宮城県	栗原市	H29.3.23	約 220,000	採卵鶏
⑫	千葉県	旭市	H29.3.23	約 62,000	採卵鶏

２道内野鳥からの高病原性鳥インフルエンザ検出状況（平成29年1月以降）

野鳥回収（保護）日	市町村	種類	備考
1/15	厚岸町	オオハクチョウ	釧路管内 高病原性（H5N6亜型）
1/18			
1/22			
1/28	浜中町		
2/22			

管内家きん飼養農場での本病発生リスクは、依然非常に高い状況にありますので、飼養者の皆さまは、引き続き警戒をお願いします。

＜野鳥・小型野生動物の鶏舎への侵入防止対策＞

～農林水産省ホームページより抜粋～

野鳥の休息・避難場所や小動物の移動経路となる樹木や藪がないか

壁や床の破損がないか（外の光が漏れている所は要注意）

集卵用コンベアや除糞ベルトの開口部の隙間対策。（写真は、稼働時以外はカバーを設置し、隙間をなくしている事例。）

当所では、本病発生に備え、管内の家きん飼養農場での発生を想定した机上での模擬訓練や、十勝管内清水町での防疫作業従事者による報告等を内容とする防疫演習や勉強会を開催しています。

- 平成28年12月26日実施（釧路総合振興局職員等48名参加）
- 平成29年　3月15日実施（自衛防疫組合関係職員、釧路総合振興局職員等３５名参加）

口蹄疫の発生状況について

～農林水産省ホームページより抜粋～

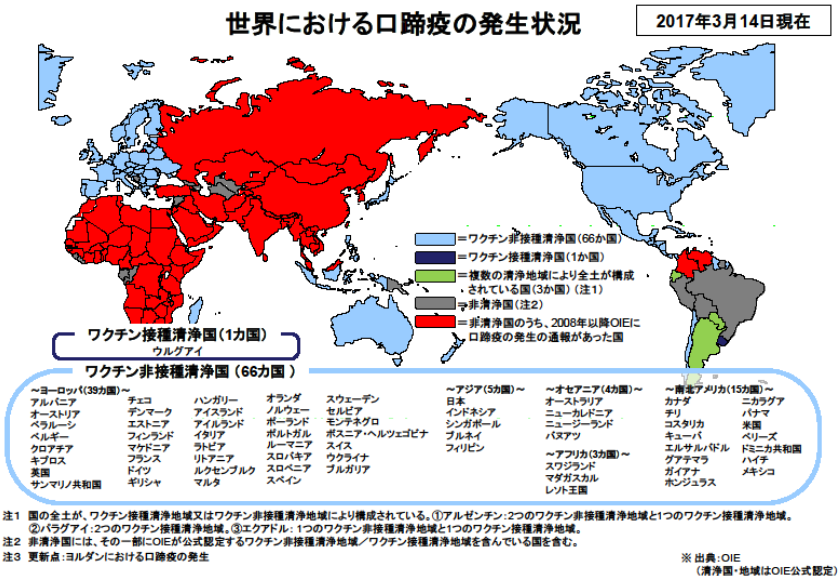

日本国内では平成22年の宮崎県での発生後、本病の発生はありませんが、日本を取り囲むアジア諸国をはじめ世界各国で発生が続いています。近隣国では、平成29年に入ってから香港、韓国、モンゴルで本病の発生報告があり、これらの国からの観光客が多い釧路地域は本病の発生リスクの高い状況にあります。口蹄疫ウイルスの農場内への侵入を防ぐために、飼養衛生管理基準を遵守し、次の事項について確認・徹底してください。

〇関係者以外の人（特に入国一週間以内の海外渡航者）や車両を衛生管理区域に入れない。
〇衛生管理区域に入る際の、靴や持ち込む物の消毒の徹底。
〇畜産関係車など、農場に入る車両（タイヤや運転席）の消毒。
⇒立入り禁止看板、石灰帯、踏込消毒槽の確認、徹底！

飼養牛の異状を認めた時は、すぐに係りつけの獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

定期報告は提出されましたか？

家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年2月1日時点の家畜の頭羽数と飼養衛生管理状況について、都道府県知事に報告することになっています。

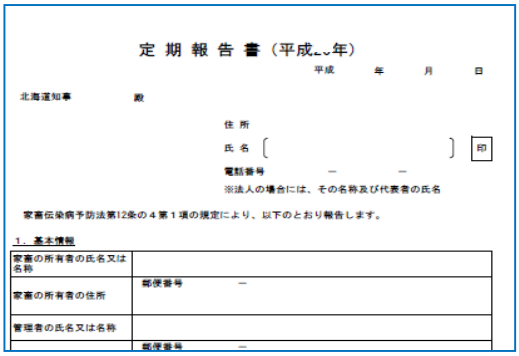

定 期 報 告 書（平成○○年）

平成　　年　　月　　日

北海道知事　　殿

住 所

氏 名 〔　　〕 印

電話番号　　－　　－

※法人の場合には、その名称及び代表者の氏名

家畜伝染病予防法第12条の４第１項の規定により、以下のとおり報告します。

1．基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称	
家畜の所有者の住所	郵便番号　－
管理者の氏名又は名称	
	郵便番号　－

＜対象家畜・報告期日＞

家畜（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし）　毎年4月15日
家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）　毎年6月15日

定期報告未提出の方は速やかに市町村畜産担当あてに提出してください。督促に応じない場合は、家畜伝染病予防法違反と見なされ、10万円以下の過料に処される可能性もあります。

ご不明な点がございましたら、各市町村または当所までお問い合わせください。

死亡牛のＢＳＥ検査受検の徹底について

家畜保健衛生所では、死亡牛のBSE検査を実施しているところですが、管内では、毎年、死亡牛の腐敗や白骨化、月齢誤認等により検査材料が確保できず、BSE検査除外となる事例が発生しています。

BSE対策特別措置法において48ヵ月齢以上の死亡牛は、死亡牛届出の提出とBSE検査の実施が定められていますので、次の内容を徹底し、適切に処理しましょう。

◆ 飼養牛が死亡した場合は、速やかに獣医師の検案を依頼し、処理業者に回収を依頼しましょう。

（やむを得ず、回収までに時間がかかってしまう場合は、なるべく腐敗しないよう、直射日光のあたらない涼しい場所で保管してください。また、野生動物が近寄らない場所で保管してください）

◆ 必ず耳標を確認して「死亡牛処理整理票」を作成しましょう。また、個体識別番号、死亡年月日、生年月日は正確に記載しましょう。

（牛トレサビリティ法において、牛の管理者には「耳標の装着」と「各種届出」が義務づけられています。個体の取り間違え防止のためにも、耳標が脱落している牛を見つけた場合は、速やかに装着してください。）

◆ やむを得ず、耳標が脱落した死亡牛を搬出しなければならない場合は、スプレーで牛体に個体識別番号を記載する、登録証の写しを添付するなど、個体が識別できるようにして搬出しましょう。

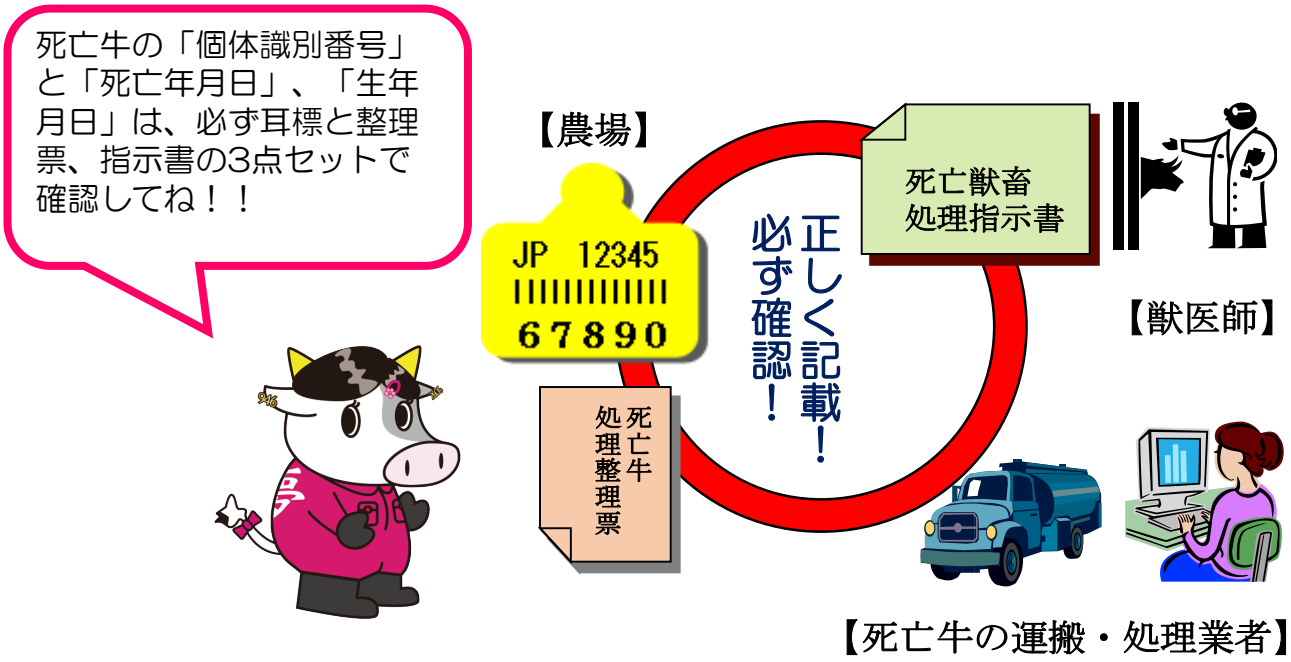

生乳への抗菌性物質残留に注意しましょう

平成28年度、釧路管内で生乳への抗菌性物質残留事故が13件発生しました（全道発生ワースト1）。平成27年度の発生は7件でしたので、2倍近くに増加しています。残留事故の原因としては、マーキングの見落とし、治療薬の誤投与や治療牛情報の連絡不足などがあげられます。残留事故は、抗菌性物質を投与する牛が存在すれば、どの農場でも起こりえます。次の点に留意し、事故を未然に防ぎましょう。

マーキングの見落とし
治療薬の誤投与
治療牛情報の伝達不足

マーキングは・・・
- 搾乳時視界に入る位置に誰が見てもわかるように
- スプレーとバンドを併用するなど複数実施
- 治療の度に行う習慣をつける

治療牛は・・・
- 可能な限り分離（健康牛への誤投与防止）
- 都度、個体装着の耳標でしっかり確認

治療牛情報は・・・
- ホワイトボード、台帳等を活用し作業者全員で確認

サルモネラ症対策は万全ですか？

管内では４月に入り、あらたに牛のサルモネラ症が発生しました（平成29年次発生は累計2戸）。牛のサルモネラ症は１～４週齢の子牛に多発し、発熱、食欲不振、下痢（泥状～水様性または血様）、ときに肺炎などの症状を認めます。また、近年では成牛での発生も多く、搾乳牛では乳量の減少、妊娠牛では流産を起こすこともあるため、治療や死廃による損失だけでなく、生産性においても多大な損失を被ることになります。これから暖かくなり、畜舎内外で菌が増殖しやすい環境になりますので、次のとおり飼養衛生管理を徹底してサルモネラ症の発生を防止しましょう。

◎ 導入牛は一定期間隔離し、健康を確認
◎ 野生動物や野鳥の侵入防止、ネズミや衛生害虫の駆除
◎ 畜舎への関係者以外の立入制限、出入り時の消毒の実施（踏み込み消毒槽の設置）
◎ 清掃、消毒の徹底（飼槽・ウォーターカップは定期的に、哺乳器具は使用の度に消毒しましょう）
◎ ストレスを与えない飼養管理（換気、清潔な敷料、密飼い防止など）
◎ 牛に異常を見つけたら隔離し、すぐに獣医師に診察依頼

水様性下痢
（サルモネラ・ティフィムリウム）

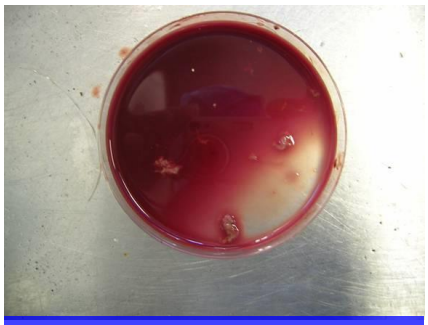

小腸内容物
（血液や線維素が混じる）

牛呼吸器病（風邪）ワクチンを接種しましょう

牛の風邪はウイルスや細菌など一つの病原体の感染がきっかけで、他の病原体が感染しやすくなり、混合感染すると重篤な症状となります（牛呼吸器病症候群：BRDC）。呼吸器病ワクチンを接種して、BRDCを予防しましょう！！

生ワクチンは、一般に1回の接種で高い免疫効果がありますが、育成牛は移行抗体（初乳に含まれる抗体）の影響を受けて十分な免疫効果が得られないことがあります。また、妊娠牛には、流産の恐れがあるので牛ウイルス性下痢・粘膜病ワクチンの接種は禁忌です。

不活化ワクチンは、一般に妊娠牛に接種可能ですが、免疫効果を得るためには複数回の接種が必要です。

ワクチンを最大限効果的に接種するためには・・・、

牛の健康状態がとても大切です。どんなに優れたワクチンでも、接種される牛が、元気がなく免疫が落ちていたら、ワクチン効果は期待できません。日頃から飼養衛生管理（密飼いはしていないか、敷料は汚れていないか、換気は十分か、飼養温度は適温か、餌食いは良いか・・・など）に気をつけて、元気な牛にワクチン接種するよう心がけましょう！

ワクチン種類	BRS	BPI3	IBR	BVDⅠ	BVDⅡ	BAd	備考
6種混合ワクチン（生不）	生	生	生	不	不	生	
6種混合ワクチン（生）	生	生	生	生	生	生	
5種混合ワクチン（生）	生	生	生	生		生	
5種混合ワクチン（不）	不	不	不	不	不		
5種混合ワクチン（生）＋Hs	生	生	生	生		生	＋Hs（不）
4種混合ワクチン（生）	生	生	生	生			
鼻腔内投与型ワクチン		生	生				

※生：生ワクチン、不：不活化ワクチン
BRS：牛RSウイルス病、BPI3：牛パラインフルエンザ、IBR：牛伝染性鼻気管炎
BVDⅠ：牛ウイルス性下痢・粘膜病（Ⅰ型）、BVDⅡ：牛ウイルス性下痢・粘膜病（Ⅱ型）
BAd：牛アデノウイルス病　Hs：ヒストフィルス・ソムニ感染症

○主な呼吸器病細菌ワクチン

3種混合ワクチン（不）　マンヘミア・ヘモリチカ、パスツレラ・ムルトシダ、ヒストフィルス・ソムニ
マンヘミア・ヘモリチカ（不）
ヒストフィルス・ソムニ（不）

平成29年度ヨーネ病自主検査の受付締切日

日にち	曜日
5月12日	金
5月26日	金
6月　9日	金
6月23日	金
7月　7日	金
7月28日	金
8月18日	金
9月　1日	金
9月15日	金
9月29日	金

日にち	曜日
10月13日	金
10月27日	金
11月10日	金
11月24日	金
12月　8日	金
1月12日	金
1月26日	金
2月　9日	金
2月23日	金
3月　9日	金
3月23日	金

今年度のヨーネ病自主検査の材料受付締切日は表のとおりです。採血時に6ヵ月齢以上であることをご確認ください。

公益社団法人　北海道家畜畜産物衛生指導協会の家畜生産農場清浄化支援対策事業による検査手数料の補助金額は、昨年度同様1頭につき、1900円です。定期報告を提出している農場であることが条件です。

なお、年度途中に本事業が終了する場合がありますが、事業終了後は通常の病性検定扱い（3800円/頭）となりますので、ご了承ください。

平成28年次監視伝染病発生状況（抜粋）

平成28年1～12月
表中の数字は頭数
（疑似患畜及び疑症は含まない）

法定伝染病

病名	動物	管内	道内	全国
流行性脳炎	豚			17
ヨーネ病	牛	71	518	624
高病原性鳥インフルエンザ	鶏／あひる			27／14

届出伝染病

病名	動物	管内	道内	全国
牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛	24	304	406
牛伝染性鼻気管炎	牛		625	648
牛白血病	牛	28	557	3,125
サルモネラ症	牛	4	104	156
馬鼻肺炎	馬	1	59	59
伝染性胃腸炎	豚			63
豚繁殖・呼吸器障害症候群	豚		3	82
豚流行性下痢	豚		326	35,471
豚丹毒	豚		178	2,376
豚赤痢	豚			89
マレック病	鶏			1,011
伝染性気管支炎	鶏			3,029

平成２９年度病性検定手数料

項目	手数料（単価）
病理解剖検査	３，５３０　円
鏡検	７７０　円
一般培養	１，０２０　円
特殊培養	３，０４０　円
一般血清反応検査	７７０　円
特殊血清反応検査	３，０５０　円
病理組織学的検査	１，８００　円
一般理化学的検査	１，２９０　円
特殊理化学的検査	２，８２０　円
特殊遺伝子学的検査	５，７３０　円
特殊血清・遺伝子学的検査	３，８００　円
総合病性検定	６，５５０　円
証明書	５００　円
特別診断（１００km未満）	５，６７０　円
特別診断（１００km以上）	１２，４３０　円
器具・機械使用料	６２０　円

病性検定手数料は北海道収入証紙で納めてください。昨年度からの手数料の変更はありません。

人の動き

～ 転入者 ～

（左から土井・横田・室田）

☆横田 次長 ☆

初めまして、この４月から釧路家保で勤務することとなりました横田と申します。前任地は、道庁農政部生産振興局畜産振興課で、今回の異動で５カ所目の勤務地となります。釧路は初めての勤務になりますが、これまでの経験等を当管内の家畜衛生推進のために活かせるよう、頑張りますので、よろしくお願いいたします。

☆室田 予防課長 ☆

このたびの異動で空知家畜保健衛生所より参りました、室田英晴と申します。釧路家保は２回目で、前回は平成14年から19年まで６年間在籍していました。今回は初めての単身赴任で、週末には家族の元（岩見沢市）へいそいそと車を走らせています。未熟者ですが、釧路管内の畜産振興のために全力で取り組みたいと思っていますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いします。

☆土井 獣医師 ☆

はじめまして、4月から釧路家畜保健衛生所に配属になりました、土井友理子と申します。鳥取県出身で、日本獣医生命科学大学を卒業しました。仕事も環境も初めてのことだらけですが、丁寧にご指導やアドバイスをくださる先輩方ばかりでとても頼もしく思います。1日でも早く仕事を覚えられるように頑張りますのでよろしくお願いします。

～ 転出者 ～

・次長	疋田　瑞栄	⇒	上川家畜保健衛生所	次長
・予防課長	黒澤　篤	⇒	渡島家畜保健衛生所	BSE検査室長
・主査（薬事・安全）	山之内　健	⇒	宗谷家畜保健衛生所	主査（薬事・安全）

平成２９年度職員体制及び緊急連絡先

北海道釧路家畜保健衛生所　０１５４-５７-８７７５

※休日対応　０９０-９５２２-２８９１（携帯電話）又は０１５４-４３-９１００（釧路総合振興局）

所長　村上　晋一
次長　横田　高志

指導課	課長	横井　佳寿美	予防課	課長	室田　英晴
	主査（薬事・安全）	欠員		主査（危機管理）	枝松　弘樹
	指導専門員	髙木　裕子		専門員　成田　雅子	獣医師　福田　寛
	専門員	太田　瑞穂		専門員　末永　敬徳	獣医師　廣川　友弥
					獣医師　土井　友理子